

**(観光立県の実現のための体制の整備)**

**第20条** 知事は、県と事業者、観光関係団体その他の関係者とが協働して観光立県の実現に向けた取組を行うための体制を整備するものとする。

**【説明】**

観光立県の実現のためには、県は県自らを含め、多様な主体が協働して、オール千葉県での取組が重要であることから、その取組を行う体制を整備するため、この規定を設けました。

具体的には、観光に関わる事業者・団体、交通事業者、その他の企業、NPOや行政機関などで構成される横断的な推進組織を基盤として、必要に応じて、県内における広域的な取組を推進するための部会組織を設置するなど、機動性の高い活動体制の構築を予定しています。

(参考) 現在、観光に関わる団体、交通事業者や行政機関などで構成される横断的な推進組織としては、「観光立県ちば推進協議会」が組織されている。

**附則**

**(施行期日)**

この条例は、公布の日から施行する。